

電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の 事後評価について

みなし小売電気事業者 8 社（原価算定期間中の関西電力及び九州電力は対象外）の電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について、2021 年 2 月 1 日に開催された料金制度専門会合において、事後評価を実施したため、その結果を報告するとともに、経済産業大臣への回答についてご審議いただく。

主なポイント

1. 料金制度専門会合における事後評価の結果について

1 月 20 日付けにて、経済産業大臣から本委員会委員長宛てに意見の求めがあり、2 月 1 日に開催された料金制度専門会合において、対象事業者 8 社（北海道電力、東北電力、東京電力 E P、中部電力ミライズ、北陸電力、中国電力、四国電力及び沖縄電力）について、電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価を実施した。その結果について、資料 4－1 のとおり報告する。

2. 経済産業大臣への回答について

上述 1. の事後評価の結果を踏まえ、委員会として、回答案（資料 4－2）のとおり、値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はいなかった旨、回答を行うこととした。

（参考）経緯・開催実績

2021 年 1 月 20 日 経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取
 1 月 22 日 第 308 回電力・ガス取引監視等委員会
 2 月 1 日 第 6 回料金制度専門会合
 2 月 8 日 第 310 回電力・ガス取引監視等委員会（本日）
 （経済産業大臣への回答の審議）

以上

(参考)

○電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

(抜粋)

第2 処分の基準

(7) 特定旧法第23条第1項の規定による特定小売供給約款等の変更の認可の申請命令

特定旧法第23条第1項の規定による特定小売供給約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、改正法附則第18条第1項の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた特定小売供給約款が、認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど「社会的経済的事情の変動」により「著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障がある」と認められる場合とする。

なお、その判断に当たっては、次の情報を勘案することとする。

①～③ (略)

④ 改正法附則第18条第1項の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた特定小売供給約款における料金について、当該特定小売供給約款の実施日の属する年度の4月1日から起算して当該料金（算定規則第22条、第23条、第37条若しくは第38条の規定により同令第22条第1項各号に掲げる変動額、同令第23条第1項に規定する変動額、同令第37条第1項各号に掲げる変動額若しくは同令第38条第1項に規定する変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第18条第1項の変更の認可を受け、若しくは特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た場合又は同令第40条若しくは第42条の規定により同令第40条第1項各号に掲げる変動額若しくは同令第42条第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第19条第4項若しくは第7項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た場合にあっては、変更後の特定小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金とし、算定規則附則第2項の規定による廃止前の一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号。以下「旧算定規則」という。）第19条の2若しくは第19条の22の規定により同令第19条の2第1項各号に掲げる変動額若しくは同令第19条の22第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第1項の変更の認可を受けた場合又は同令第20条の2若しくは第20条の4の規定により同令第20条の2第1項各号に掲

げる変動額若しくは同令第20条の4第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第4項若しくは第7項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た場合にあっては、変更後の特定小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金とする。) を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業大臣が毎年度行う定期的な評価において、みなし小売電気事業者の財務の状況が次のいずれかに該当すると認められることにより値下げ認可申請の必要があると評価した場合であって、当該みなし小売電気事業者が当該認可申請の準備に着手しない場合にあっては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報。ただし、当該認可申請の要否を評価するに当たっては、部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要・一般需要外部部門の災害その他特別の事情による純損失の有無を考慮するものとする。

イ 部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額の当該電気事業収益に対する割合（以下「電気事業利益率」という。）及び部門別収支計算規則附則第2条の規定による廃止前の一般電気事業部門別収支計算規則（平成18年経済産業省令第3号。以下「旧部門別収支計算規則」という。）に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の直近3年度間の平均値（改正法附則第18条第1項の変更の認可又は旧電気事業法第19条第1項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者（算定規則第22条、第23条、第37条又は第38条の規定により同令第22条第1項各号に掲げる変動額、同令第23条第1項に規定する変動額、同令第37条第1項各号に掲げる変動額又は同令第38条第1項に規定する変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第18条第1項の変更の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者及び旧算定規則第19条の2又は第19条の22の規定により同令第19条の2第1項各号に掲げる変動額又は同令第19条の22第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第1項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者を除く。）及び特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者（算定規則第40条又は第42条の規定により同令第40条第1項各号に掲げる変動額又は同令第42条第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者及び旧算定規則第20条の2又は第20条の4の規定により同令第20条の2第1項各号に掲げる変動額又は同令第20条の4第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者を除く。）であって、変更後の特定小売供給約款の実施日が直近2年度間に属するみなし小売電気事業者にあっては、直近年度の電気事業利益率又は直近2年度間の電気事業利益率の平均値。ロにおいて同じ。）が全てのみなし小売電気事業者の直近10年度間の部門別収支計算規則に基づいて整理された特

定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の平均値を上回っており、かつ、部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の超過利潤（特定需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息を加え、法人税等、財務収益（預金利息を除く。）及び事業報酬額を減じて得た額をいう。）及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の超過利潤（一般需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息を加え、法人税等、財務収益（預金利息を除く。）及び事業報酬額を減じて得た額をいう。）の累積額が事業報酬額（算定規則第4条第2項第1号若しくは同条第3項第1号に掲げる額又は旧算定規則第4条第2項の規定により算出された額をいう。）のうち特定需要に係る額を超過していること。なお、旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の超過利潤の累積額については、改正法の施行の際現に旧電気事業法第19条第12項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に係る超過利潤の累積額を除くものとする。

- ロ 部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の直近3年度間の平均値が全てのみなし小売電気事業者の部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の直近10年度間の平均値を上回っており、かつ、部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額又は旧部門別収支計算規則に基づいて整理された特定規模需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額が直近2年度間連続して零未満であること。

電気小売経過措置料金に係る 原価算定期間終了後の事後評価

第 6 回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2021年2月1日（月）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

目次

- 1 .電気小売経過措置料金の事後評価について
- 2 .総評

1. 電気小売経過措置料金の事後評価について（1）

- 2016年4月の電気の小売全面自由化に際しては、「規制なき独占」に陥ることを防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じ、2020年4月1日以降、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）の規定による改正後の電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第16条第1項に基づき、電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして、経済産業大臣が指定する指定旧供給区域のみ経過措置料金が存続することとされ、現在、みなし小売電気事業者10社（旧一般電気事業者）について、指定が行われている。
- みなし小売電気事業者10社の電気小売経過措置料金については、経済産業大臣が、原価算定期間終了後に毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行うこととなっているところ、2021年1月20日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に対して、みなし小売電気事業者10社のうち原価算定期間中の関西電力及び九州電力を除く8社の電気小売経過措置料金の事後評価について意見の求めがあったことから、料金制度専門会合において、事後評価を行うこととしている。

1. 電気小売経過措置料金の事後評価について（2）

- 電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（7）④に基づき、以下の項目について評価を行うこととしている。

＜ステップ1＞ 規制部門の電気事業利益率による基準

規制部門の電気事業利益率（電気事業利益／電気事業収益）の直近3カ年度平均値が、みなし小売電気事業者10社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認

＜ステップ2＞ 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

前回料金改定以降の超過利潤の累積額が事業報酬額（一定水準額）を超えているかどうか、または自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認

⇒ 上記のステップ1に該当し、かつ、ステップ2のいずれかに該当する場合には、経済産業大臣が料金変更認可申請命令の発動の可否を検討

(参考 1) 料金変更認可申請命令に係る審査基準

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者については、＜ステップ 1＞規制部門の電気事業利益率による基準、＜ステップ 2＞規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準で得られた情報を基に、改正法附則第 16 条第 4 項に基づく料金変更認可申請命令の発動の要否の検討を行う。

＜ステップ 1＞規制部門の電気事業利益率による基準

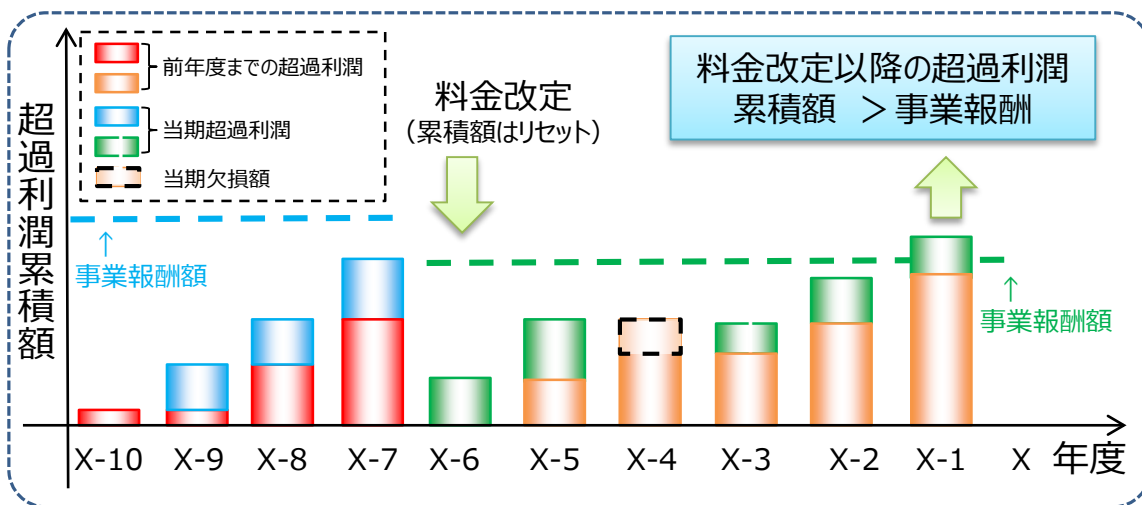
規制部門の電気事業利益率（電気事業利益／電気事業収益）の直近3カ年度平均値が、みなし小売電気事業者10社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

- ① 該当会社の規制部門における電気事業利益率（直近 3 カ年度平均）
- ② みなし小売電気事業者 10 社の規制部門における電気事業利益率（過去 10 カ年度平均）

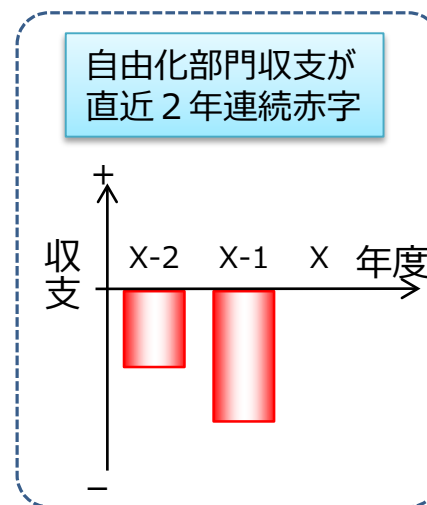
➤ ①＞②の場合→ステップ2へ

＜ステップ 2＞規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

前回料金改定以降の超過利潤（＝当期純利益－事業報酬）の累積額が事業報酬額（一定水準額）を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近 2 年度間連続で赤字であるかどうかを確認。



又は



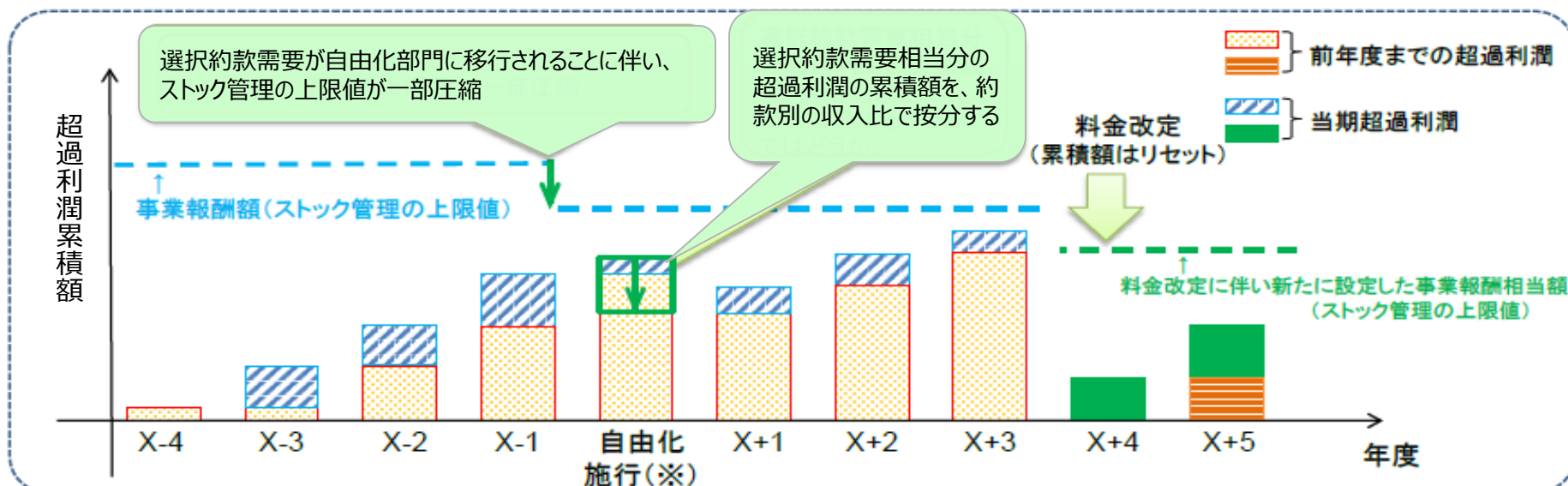
料金変更認可申請命令発動

(参考2) 一定水準額と2015年度末超過利潤累積額の補正

事後評価におけるストック管理上限額及び既存の超過利潤の取扱い

21

1. 原価算定期間終了後における事後評価において、規制部門の電気事業利益率の直近3ヵ年度平均値が、電力会社10社の過去10ヵ年度平均値を上回っている場合には、前回料金改定以降の超過利潤(＝当期純利益－事業報酬)の累積額が事業報酬の額(ストック管理の上限値)を超えているかどうか、変更認可申請命令を発動するに至る基準の一つとなっている。
2. 小売全面自由化を実施した場合には、自由化部門の需要に移行される「選択約款需要」を除いた「規制部門＝特定小売供給部門」における事業報酬相当額をストック管理の上限値とする。この場合、既存の超過利潤の累積額についても、「選択約款需要」相当分を圧縮する必要があるが、その方法については、現在の供給約款と選択約款との収入比で按分することとしてはどうか。
3. なお、小売全面自由化実施以降、特定小売供給約款の値上げ認可申請又は値下げ届出がなされる場合、既存の超過利潤の累積額はすべてリセットされることから、特段の制度的措置は不要。



※ここでは、現行の供給約款を特定小売供給約款にみなす場合を想定。

※仮に、自由化施行のタイミングで特定小売供給約款の原価を洗い替えた場合、累積額はリセットされる。

1. 電気小売経過措置料金の事後評価について（3）

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者 8 社（関西電力・九州電力以外）について審査基準に基づく評価を実施した結果、料金変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

（単位：億円）

審査基準（ステップ1・2）の評価結果		北海道	東北	東京EP ※1	中部 ミライズ ※2	北陸	中国	四国	沖縄	10社
ステップ1	A 規制部門の電気事業利益率による基準									
	3カ年度平均 ① ※3	1.4%	3.6%	2.6%	2.4%	▲2.1%	1.9%	0.1%	2.7%	
	10社10カ年度平均 ②									1.8%
	10社10カ年度の平均を上回っているか。（①>②か）	No	Yes	Yes	Yes	No	Yes	No	Yes	
ステップ2	B 規制部門の超過利潤累積額による基準									
	2018年度末超過利潤累積額③ ※4		△285	△4,396	△1,007		△1,250		△188	
	2019年度超過利潤④		△141	△1,016	△327		△184		△38	
	2019年度末超過利潤累積額⑤ = ③ + ④		△427	△5,413	△1,335		△1,434		△227	
	事業報酬額（一定水準額）⑥ ※5		342	1,268	423		237		59	
	一定水準額を上回っているか。（⑤>⑥か）		No	No	No		No		No	
	C 自由化部門の収支（※6）による基準									
	2018年度⑦		+366	+274	+769		+30		+20	
	2019年度⑧		+563	+41	+878		+301		+50	
	2年連続で赤字となっているか。（⑦<0かつ⑧<0か）		No	No	No		No		No	
評価結果	変更認可申請命令の対象となるか。 （A及びBがYes、又はA及びCがYesか。）	No	No	No	No	No	No	No	No	

※1：2015年度以前は旧東京電力の数値、2016年度以降は東京電力エナジーパートナーの数値を基に算出。

※2：2019年度以前は旧中部電力の数値。

※3：各年度の規制部門の電気事業利益率（％）の単純平均。2017年4月から2020年3月までの3年間。

※4：2015年度までの超過利潤累積額のうち旧選択約款部分を除いた金額。

※5：規制部門（特定小売供給約款に係る分に限る）に相当する事業報酬額。

※6：自由化部門の収支：自由化部門の電気事業損益。

（出典：各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成）

(参考3) 各社概況 (経営成績-北海道電力)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2018年度	2019年度	差異
売上高	7,212	7,144	※1 △68 (△0.9%)
営業費用	6,842	6,780	※2 △62 (△0.9%)
うち燃料費	1,459	1,177	△282 (△19.3%)
営業損益	370	364	△5 (△1.6%)
経常損益	262	276	13 (+5.0%)
当期純損益	202	239	37 (+18.5%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 高圧検針日変更などによる小売販売電力量の増加はあったが、他社販売電力量の減少などにより、売上高は前年度に比べ68億円 (△0.9%) 減の7,144億円となった。

※2: 燃料費の減少などにより、営業費用は前年度に比べ62億円 (△0.9%) 減の6,780億円となった。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

		2018年度	2019年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	2,170	1,976	△193 (△8.9%)
	電気事業損益	30	※1 50	19 (+62.8%)
	当期純損益	17	※1 49	31 (+181.9%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	3,364	3,412	48 (+1.4%)
	電気事業損益	227	※1 224	△3 (△1.6%)
	当期純損益	221	※1 189	△32 (△14.6%)
その他部門	電気事業収益	1,218	1,446	228 (+18.7%)
	電気事業損益	△0	△10	△10
	当期純損益	△36	1	38

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門）が50億円（利益）、一般需要部門（自由化部門）が224億円（利益）となり、利益率は規制部門が2.5%、自由化部門が6.6%となった。また、当期純損益は規制部門が49億円（利益）、自由化部門が189億円（利益）となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2013～2015 年度 料金原価 (3か年平均)	2019年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		2,047	
電気事業営業費用 (b)	2,707	1,960	△747
人件費	235	251	15
燃料費	692	354	△337
修繕費	463	343	△120
減価償却費	379	251	△127
購入電力料	310	212	△97
公租公課	146	113	△32
原子力バックエンド費用	18	19	1
その他経費	460	413	△47
差引額 (a - b)		86	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2013～2015年度の3事業年度。電源構成変分認可制度による料金改定の対象科目（燃料費・原子力バックエンド費用・購入電力料等・事業税）について、2013年度は2013年改定時、2014～2015年度は2014年改定時の原価。

(参考3) 各社概況 (経営成績-東北電力)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2018年度	2019年度	差異
売上高	20,255	20,319	※1 64 (+0.3%)
営業費用	19,652	19,379	※2 △ 273 (△1.4%)
うち燃料費	4,231	3,533	△ 697 (△16.5%)
営業損益	602	940	337 (+56.0%)
経常損益	468	780	311 (+66.6%)
当期純損益	403	516	113 (+28.1%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 販売電力量（小売）は減少したものの、東北6県及び新潟県以外の販売電力量（卸売）が増加したことなどにより売上高は前年度に比べ64億円（+0.3%）増の20,319億円となった。

※2: 燃料価格の下落による燃料費の減少の影響などにより、営業費用は前年度に比べ273億円（△1.4%）減の19,379億円となった。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2018年度	2019年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	4,722	4,246 △475 (△10.1%)
	電気事業損益	112	※1 240 128 (113.4%)
	当期純損益	93	※1 179 86 (+92.8%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	8,907	8,757 △150 (△1.7%)
	電気事業損益	366	※1 563 197 (53.9%)
	当期純損益	275	※1 419 144 (52.6%)
その他部門	電気事業収益	3,557	4,168 610 (+17.2%)
	電気事業損益	0	1 0 (+55.6%)
	当期純損益	34	△82 △117

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門）が240億円（利益）、一般需要部門（自由化部門）が563億円（利益）となり、利益率は規制部門が5.7%、自由化部門が6.4%となった。また、当期純損益は規制部門が179億円（利益）、自由化部門が419億円（利益）となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2013～2015 年度 料金原価 (3か年平均)	2019年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		4,991	
電気事業営業費用 (b)	5,661	4,706	△955
人件費	580	609	29
燃料費	1,390	862	△528
修繕費	846	634	△211
減価償却費	806	711	△94
購入電力料	1,036	937	△99
公租公課	295	248	△46
原子力バックエンド費用	14	26	12
その他経費	691	675	△15
差引額 (a - b)		284	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2013～2015年度の3事業年度。

(参考3) 各社概況 (経営成績-東京電力 E P)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2018年度	2019年度	差異
売上高	55,576	52,874	※1 △ 2,702 (△4.9%)
営業費用	55,021	52,499	※2 △ 2,522 (△4.6%)
営業損益	555	375	△ 180 (△32.4%)
経常損益	592	419	△ 173 (△29.2%)
当期純損益	442	234	△ 208 (△47.1%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 販売電力量は競争激化や気温影響による需要減等の影響により、前年度比97億kWh (△4.4%) 減の2,097億kWhとなったことなどにより、売上高は前年度に比べ2,702億円 (△4.9%) 減の52,874億円となった。

※2: 他社購入電力料の減少等の影響により、営業費用は前年度に比べ2,522億円 (△4.6%) 減の52,499億円となった。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

		2018年度	2019年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	14,705	12,590	△2,115 (△14.4%)
	電気事業損益	328	※1 372	44 (13.4%)
	当期純損益	249	※1 239	△10 (△4.0%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	26,065	25,154	△911 (△3.5%)
	電気事業損益	274	※1 41	△233 (△85.0%)
	当期純損益	204	※1 26	△178 (△87.3%)
その他部門	電気事業収益	9,145	9,119	△26 (△0.3%)
	電気事業損益	3	3	0 (+0.0%)
	当期純損益	△11	△31	△20

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門）が372億円（利益）、一般需要部門（自由化部門）が41億円（利益）となり、利益率は規制部門が3.0%、自由化部門が0.2%となった。また、当期純損益は規制部門が239億円（利益）、自由化部門が26億円（利益）となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2012～2014 年度 料金原価 (3か年平均)	2019年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		13,673	
電気事業営業費用 (b)	22,086	13,316	△8,769
人件費	1,891	144	△1,747
燃料費	7,827	0	△7,827
修繕費	2,231	0	△2,230
減価償却費	2,827	12	△2,814
購入電力料	2,759	7,840	5,081
公租公課	1,169	16	△1,153
原子力バックエンド費用	235	0	△235
その他経費	3,142	5,301	2,159
差引額 (a - b)		357	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2012～2014年度の3事業年度。

(参考3) 各社概況 (経営成績-中部電力ミライズ)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2018年度	2019年度	差異
売上高	27,430	27,190	※1 △ 239 (△0.9%)
営業費用	26,374	26,107	※2 △ 267 (△1.0%)
うち燃料費	8,143	5	△ 8,137 (△99.9%)
営業損益	1,055	1,083	28 (+2.7%)
経常損益	890	981	91 (+10.3%)
当期純損益	660	621	△ 38 (△5.8%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 中部エリア外での販売拡大はあったが産業用の生産減や、競争の進展による他事業者への切り替えの影響などから、販売電力量は前年比10億kWh減(△0.9%)の1,172億kWhとなった。売上高は前年度に比べ239億円減(△0.9%)の27,190億円となった。

※2: 営業費用は、前年度に比べ267億円減(△1.0%)の26,107億円となった。なお、火力発電事業等を(株)JERAに承継させたことにより燃料費は大幅に減少している。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

		2018年度	2019年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	4,388	3,771	△ 616 (△14.1%)
	電気事業損益	124	※1 92	△ 31 (△25.6%)
	当期純損益	92	※1 58	△ 33 (△36.6%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	15,870	16,108	238 (+1.5%)
	電気事業損益	769	※1 878	109 (+14.2%)
	当期純損益	571	※1 556	△ 15 (△2.7%)
その他部門	電気事業収益	5,409	5,785	376 (+7.0%)
	電気事業損益	2	0	△ 2 (△73.0%)
	当期純損益	△4	6	10

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門(規制部門)92億円(利益)、一般需要部門(自由化部門)が878億円(利益)となり、利益率は規制部門が2.5%、自由化部門が5.5%となった。また、当期純損益は規制部門が58億円(利益)、自由化部門が556億円(利益)となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2014～2016 年度 料金原価 (3か年平均)	2019年度 決算	差異
電気事業営業収益(a)		3,849	
電気事業営業費用(b)	7,536	3,726	△3,809
人件費	754	541	△212
燃料費	3,078	0	△3,077
修繕費	996	405	△591
減価償却費	936	355	△580
購入電力料	464	1,701	1,236
公租公課	419	175	△244
原子力バックエンド費用	45	26	△19
その他経費	840	519	△321
差引額(a-b)		122	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2014～2016年度の3事業年度。

(参考3) 各社概況 (経営成績-北陸電力)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2018年度	2019年度	差異
売上高	5,755	5,738	※1 △17 (△0.3%)
営業費用	5,710	5,536	※2 △174 (△3.0%)
うち燃料費	1,244	1,098	△146 (△11.8%)
営業損益	45	202	156 (+347.0%)
経常損益	24	157	132 (+541.8%)
当期純損益	24	102	78 (+326.9%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 販売電力量は暖冬影響や景気減速の影響などにより前年比10億kWh (△3.9%) 減の251億kWhとなったことなどから、売上高は前年度に比べ17億円 (△0.3%) 減の5,738億円となった。

※2: 燃料価格の低下による燃料費の減少などにより、営業費用は前年度に比べ174億円 (△3.0%) 減の5,536億円となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2008年度 料金原価	2019年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		1,059	
電気事業営業費用 (b)	1,542	1,069	△473
人件費	211	161	△50
燃料費	256	186	△69
修繕費	261	196	△64
減価償却費	352	122	△229
購入電力料	129	120	△8
公租公課	123	70	△52
原子力バックエンド費用	13	11	△2
その他経費	194	200	5
差引額 (a - b)		△9	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2007年10月～2008年9月の1年間。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

		2018年度	2019年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	1,131	971	△159 (△14.1%)
	電気事業損益	△44	※1 △24	19
	当期純損益	△43	※1 △17	25
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	3,220	3,158	△62 (△1.9%)
	電気事業損益	52	※1 172	120 (+228.3%)
	当期純損益	51	※1 122	70 (+135.4%)
その他部門	電気事業収益	962	1,061	99 (+10.3%)
	電気事業損益	△1	0	0
	当期純損益	15	△1	△17

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門 (規制部門) が△24億円 (損失)、一般需要部門 (自由化部門) が172億円 (利益) となり、利益率は規制部門が△2.6%、自由化部門が5.5%となった。また、当期純損益は規制部門が△17億円 (損失)、自由化部門が122億円 (利益) となった。

(参考3) 各社概況 (経営成績-中国電力)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2018年度	2019年度	差異
売上高	12,805	12,437	※1 △ 367 (△2.9%)
営業費用	12,692	12,032	※2 △ 659 (△5.2%)
うち燃料費	2,367	1,887	△ 479 (△20.3%)
営業損益	112	404	291 (+258.6%)
経常損益	69	351	281 (+408.1%)
当期純損益	85	877	791 (+930.5%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 販売電力量は電力小売全面自由化に伴う競争の進展などにより前年比27億kWh (△5.2%) 減の502億kWhとなったことなどから、売上高は前年度に比べ367 億円 (△2.9%)減の12,437億円となった。

※2: 販売電力量の減少や燃料価格の低下による原料費の減少などにより、営業費用は前年度に比べ659億円(△5.2%)減の12,032億円となった。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

		2018年度	2019年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	2,082	1,759	△323 (△15.5%)
	電気事業損益	29	※1 48	18 (+64.9%)
	当期純損益	27	※1 38	10 (+39.4%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	6,937	6,703	△233 (△3.4%)
	電気事業損益	30	※1 301	271 (+887.5%)
	当期純損益	26	※1 221	194 (+740.3%)
その他部門	電気事業収益	2,769	3,029	259 (+9.4%)
	電気事業損益	△24	△17	7
	当期純損益	31	617	586 (+1870.3%)

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門）が48億円（利益）、一般需要部門（自由化部門）が301億円（利益）となり、利益率は規制部門が2.7%、自由化部門が4.5%となった。また、当期純損益は規制部門が38億円（利益）、自由化部門が221億円（利益）となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較> (単位：億円)

	2008年度 料金原価	2019年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		1,841	
電気事業営業費用 (b)	3,423	1,776	△1,647
人件費	503	285	△218
燃料費	737	275	△461
修繕費	428	258	△169
減価償却費	483	149	△334
購入電力料	476	360	△116
公租公課	207	99	△107
原子力バックエンド費用	35	10	△25
その他経費	550	336	△214
差引額 (a - b)		65	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2008年4月～2009年3月の1年間。

(参考3) 各社概況 (経営成績-四国電力)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2018年度	2019年度	差異
売上高	6,540	6,463	※1 △77 (△1.2%)
営業費用	6,396	6,266	※2 △130 (△2.0%)
うち燃料費	797	674	△123 (△15.4%)
営業損益	144	197	53 (+36.8%)
経常損益	157	194	37 (+23.9%)
当期純損益	114	145	31 (+27.3%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 販売電力量は競争の進展などにより前年比9億kWh (△3.9%) 減の223億kWhとなったことなどから、売上高は前年度に比べ77億円 (△1.2%) の減の6,463億円となった。

※2: 伊方発電所3号機の稼働増などに伴い需給関連費 (燃料費 + 購入電力料) が減少したほか、経営全般にわたる費用削減に努めた結果、営業費用は前年度に比べ130億円 (△2.0%) 減の 6,266億円となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	2013～2015 年度 料金原価 (3か年平均)	2019年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		1,270	
電気事業営業費用 (b)	1,717	1,277	△439
人件費	217	190	△26
燃料費	354	139	△214
修繕費	285	213	△71
減価償却費	210	141	△69
購入電力料	191	220	28
公租公課	98	68	△29
原子力バックエンド費用	24	33	8
その他経費	334	269	△64
差引額 (a - b)		△7	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2013～2015年度の3事業年度。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2018年度	2019年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	1,347	1,156 △191 (△14.2%)
	電気事業損益	△13	※1 △15 △1
	当期純損益	△13	※1 △15 △1
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	3,158	3,091 △66 (△2.1%)
	電気事業損益	123	※1 173 50 (+41.4%)
	当期純損益	92	※1 135 43 (+46.9%)
その他部門	電気事業収益	1,493	1,538 45 (+3.0%)
	電気事業損益	1	1 △0 (△34.6%)
	当期純損益	35	25 △10 (△28.8%)

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門 (規制部門) が△15億円 (損失)、一般需要部門 (自由化部門) が173億円 (利益) となり、利益率は規制部門が△1.3%、自由化部門が5.6%となった。また、当期純損益は規制部門が△15億円 (損失)、自由化部門が135億円 (利益) となった。

(出典：各事業者HPの部門別収支の説明資料、有価証券報告書及び各事業者へのヒアリングに基づき当委員会事務局にて作成)

(参考3) 各社概況 (経営成績-沖縄電力)

<個別決算の概要－対前年比較>

(単位：億円)

	2018年度	2019年度	差異
売上高	1,959	1,944 ※1	△14 (△0.8%)
営業費用	1,924	1,862 ※2	△62 (△3.2%)
うち燃料費	540	488	△52 (△9.7%)
営業損益	35	82	47 (+134.8%)
経常損益	36	73	36 (+98.2%)
当期純損益	30	56	26 (+86.3%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 販売電力量は前年比1億kWh (△1.8%) 減の73億kWhとなったことや燃料費調整制度等の影響により、売上高は前年度に比べ14億円 (△0.8%) 減の1,944億円となった。

※2: 燃料価格の下落による燃料費の減少などにより、営業費用は前年度に比べ62億円 (△3.2%) 減の1,862億円となった。

<部門別収支の概要－対前年比較>

(単位：億円)

		2018年度	2019年度	差異
特定需要部門 (規制部門)	電気事業収益	857	805	△52 (△6.1%)
	電気事業損益	5	22 ※1	17 (329.4%)
	当期純損益	4	17 ※1	13 (303.6%)
一般需要部門 (自由化部門)	電気事業収益	761	770	9 (+1.2%)
	電気事業損益	20	50 ※1	29 (+148.0%)
	当期純損益	16	38 ※1	22 (+133.0%)
その他部門	電気事業収益	313	314	1 (+0.3%)
	電気事業損益	△1	△2	△0
	当期純損益	9	0	△9 (△98.6%)

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門）が22億円（利益）、一般需要部門（自由化部門）が50億円（利益）となり、利益率は規制部門が2.8%、自由化部門が6.5%となった。また、当期純損益は規制部門が17億円（利益）、自由化部門が38億円（利益）となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較> (単位：億円)

	2008年度 料金原価	2019年度 決算	差異
電気事業営業収益 (a)		820	
電気事業営業費用 (b)	928	792	△136
人件費	111	108	△2
燃料費	280	206	△73
修繕費	119	103	△16
減価償却費	146	121	△25
購入電力料	84	107	22
公租公課	43	37	△5
原子力バックエンド費用	-	-	-
その他経費	143	107	△35
差引額 (a - b)		27	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2008年4月～2009年3月の1年間。

2. 総評

I. 審査基準に基づく評価

- 審査基準のステップ1〔電気事業利益率による基準〕では、個社の直近3カ年度平均の利益率が10社10カ年度平均の利益率を上回る会社は、東北電力、東京電力E P、中部電力ミライズ、中国電力及び沖縄電力の5社であった。
- ステップ1に該当した5社について、審査基準のステップ2〔超過利潤累積額による基準〕又は〔自由化部門の収支による基準〕では、2019年度末超過利潤累積額は一定水準額である事業報酬額を下回っており、直近2年連続で自由化部門の収支が赤字となっていなかった。
- 上記より、原価算定期間を終了しているみなし小売電気事業者8社（関西電力及び九州電力以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

（結論）

- 以上を踏まえ、今回事後評価の対象となった事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

みなし小売電気事業者の特定小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について（回答）

令和3年1月20日付け20210120資第1号により貴職から当委員会に意見を求められた上記の件について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（7）④に照らし、値下げ認可申請の必要があるとは認められませんでした。

記

（対象事業者）

・北海道電力株式会社	法人番号 4430001022351
・東北電力株式会社	法人番号 4370001011311
・東京電力エナジーパートナー株式会社	法人番号 8010001166930
・中部電力ミライズ株式会社	法人番号 2180001135973
・北陸電力株式会社	法人番号 7230001003022
・中国電力株式会社	法人番号 4240001006753
・四国電力株式会社	法人番号 9470001001933
・沖縄電力株式会社	法人番号 3360001008565